

亀山市の維持向上すべき歴史的風致

計画期間
令和3年度(2021)～令和12年度(2030)

本市は「古代三関（律令三関）」の一つである「鈴鹿関」が設けられており、奈良時代から三つの関所を南北に結んだ線より東が「関東」西が「関西」となるとされ、東西交通の要衝として栄えてきた。さらに、慶長6年(1601)、「東海道」が整備され、街道に沿って宿場町が整備された。

「東海道」をはじめ、「大和街道」などの複数の街道等を軸に「東西文化の接点」として往来する旅人たちによってもたらされた様々な文化の中で、気候風土や慣習に合ったものがこの地に根付き、長い年月の中で少しずつ姿を変えながら現在の本市固有の歴史的風致を形づくってきた。本市の歴史的風致は、そこに生活する人々と往来する人々の相互の交流によって生まれ、育まれ、今に伝え受け継がれてきた「街道文化」そのものである。

(1) 東海道「関宿」周辺の歴史的風致

重要伝統的建造物群保存地区に選定される歴史的町並みであり、神輿の渡御と「関の山車」の祭りや、伊勢信仰に関わる「お木曳き」が行われている。さらに、街道に面した伝統的建造物においては、桶作りやお菓子、伊勢茶といった伝統産業が、江戸時代から引き継がれ営まれており、活気ある宿場町の歴史的風致を形成している。



(2) 東海道「亀山城跡・亀山宿」周辺の歴史的風致

旧亀山城多門櫓などの歴史的建造物がある亀山城跡において、かつて亀山藩の武芸流儀であった心形刀流武芸形が続けられている。また、亀山神社と亀山八幡神社の祭礼が今も続けられていて、城下町と宿場町の側面が一体となった歴史的風致を形成している。



(3) 東海道「坂下宿・鈴鹿峠」周辺の歴史的風致

坂下宿には、街道に面して宿場町当時の伝統的な建造物が点在している。また、荷物を積んだ馬を引いて峠を越えた馬子たちが謡ったとされる「正調鈴鹿馬子唄」が伝承されており、厳しい峠道の風景を思い起こさせて独特の歴史的風致を形成している。



(4) 東海道「野村集落」周辺の歴史的風致

見通しの良いまっすぐな街道に面して歴史的建造物が数多く残る野村集落周辺での「傘鉾」や「獅子舞」といった人々の活動は、東海道沿いの他の地域とは異なる歴史的風致を形成している。



(5) 東海道「川合・和田集落」周辺の歴史的風致

約250年続く農民一揆に関する供養である「般若心経千巻法会」や、雨乞いや豊年を願う「かんこ踊り」が行われ、農村集落特有の歴史的風致を形成している。



(6) 大和街道「加太宿」周辺の歴史的風致

加太地区では、先祖供養のために「かんこ踊り」が行われ、厳かな雰囲気を感じさせる。また、古代三関（律令三関）である「鈴鹿関跡」を中心とした大和街道周辺の保存維持活動や、明治23年に開通された関西鉄道に関わる鉄道遺産の景観維持活動が行われている。大和街道と鉄道の二つの「道」が地域の発展や暮らしに深くかかわり、歴史資産を守り、継承していく様子が感じられる歴史的風致である。



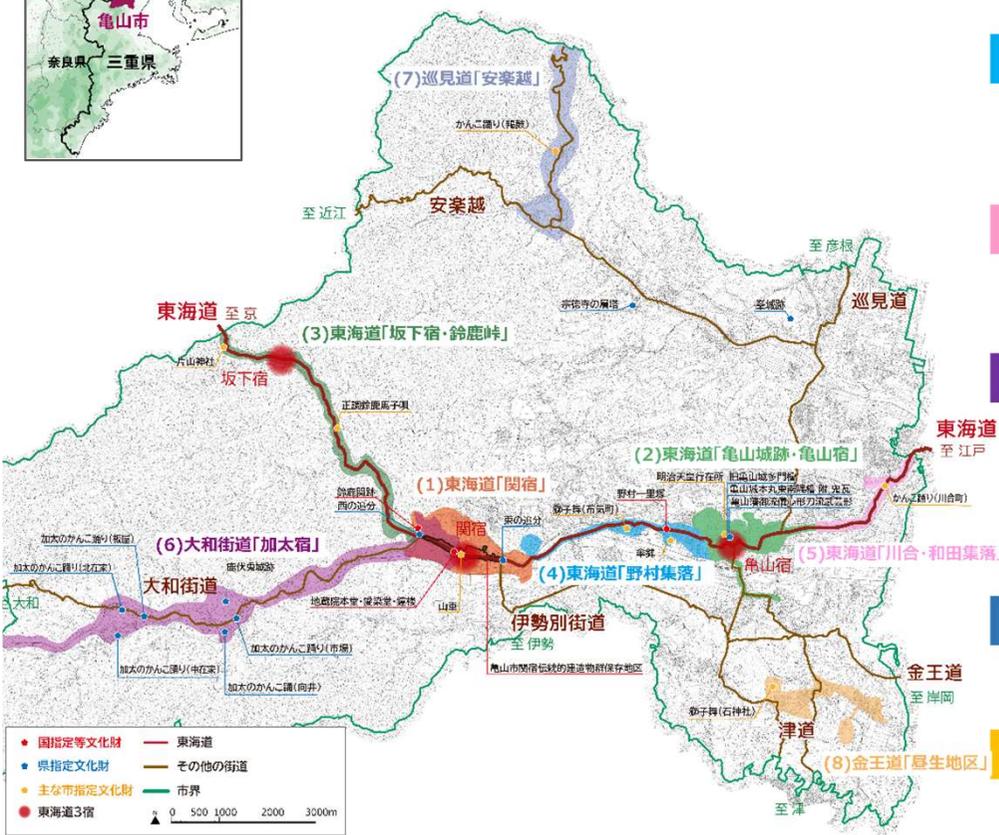
(7) 巡見道「安楽越」周辺の歴史的風致

室町後期から「池山かんこ踊り」が受け継がれ、お囃子や唄が坂本の棚田、野登山周辺に響きわたり、人々が夏秋の訪れを感じることができ本市固有の歴史的風致がある。



(8) 金王道「昼生地区」周辺の歴史的風致

昼生地区では、獅子舞やかんこ踊りが受け継がれ、獅子舞が集落を回って舞いお囃子の音が集落に響く様子や観音山の観音まつりの参加者の参拝の姿には風情を感じられ、地元大切に引き継がれる歴史的風致を形成している。



亀山市の重点区域における施策・事業概要

重点区域の名称と面積
 名称: 亀山市東海道沿道区域 面積: 約700ha

重点区域において、東海道の美装化や沿道施設の整備を行い、歴史文化遺産や周辺景観の調和を図るとともに、これらと合わせて、歴史的建造物の保存・活用を行うことで、市民来訪者の交流促進を図り、歴史的風致の維持・向上を図る。また、これら施設整備と合わせて、史跡を背景とした地域活動や地域における文化財等を核としたまちづくり活動を支援し、活性化させることで、歴史的・文化的遺産の理解醸成を深め、歴史的風致を活かしたまちづくりの発展を図る。

(1) 道路施設の整備又は管理に関する事業

- 1-1 東海道街道環境整備事業
- 1-2 東海道街道環境整備事業 (鈴鹿峠)

景観上の改善や良好な街道環境保全のため、道路美装化等を行う。

整備予定地 ▶



(2) 都市公園等施設の整備又は管理に関する事業

- 2-2 歴史的環境整備事業 (施設整備)

良好な街なみの形成や来訪者の回遊性向上を図るため、小公園等の施設整備を行う。

整備予定地 ▶



(3) 歴史的風致維持向上施設周遊施設の整備又は管理に関する事業

- 3 重点区域内看板整備事業
- 市民、来訪者への情報発信、施設の利用促進を図るため、歴史的風致形成建造物について案内看板の設置を行う。

案内看板設置のイメージ ▶



(4) 歴史的建造物等の整備又は管理に関する事業

- 6 歴史的施設保全修繕事業

景観上の改善や良好な街なみの形成のため、歴史的風致形成建造物の保存及び修繕整備を行う。

整備予定地 ▶



(5) 地域特性を活かしたまちづくりや市民活動に関する事業

- 10 歴史的建造物等活用事業

伝統的な建造物や歴史的風致形成建造物の活用を促進し、次代の担い手の育成を図るため、地域活動の支援や新能の開催を行う。

新能の様子 ▶

